

大和市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第19号

大和市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

大和市公共工事の前払金に関する規則（昭和55年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（80,000,000円を限度とする。）」を削り、同条第2項ただし書を削る。

第11条第1項中「、第2条第1項中「80,000,000円」とあるのは「公共工事1件につき80,000,000円」と」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。